

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

【平成25年度】

事業者名	鯖江交通株式会社
------	----------

資料No.3-2

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送													
	営業収益	2,532	千円	営業外収益	0	千円	経常収益(イ)	2,532	千円					
	営業費用	16,906	千円	営業外費用	159	千円	経常費用(ロ)	17,065	千円					
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	73,857	km	営業損益	△14,374	千円	営業外損益	△159	千円	経常損益	△14,533	千円	経常収支率	14.8	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北陸	231円05銭	344円90銭	231円05銭	34円28銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ			
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル							
北陸	1	歴史の道線	JR鯖江駅	神明駅	小豆川南側	360	日	1800	回	往4.9Km 復4.8Km	(平均) 4.8Km	往. Km 復. Km	(平均) . Km	往. Km 復. Km	(平均) . Km	100%	8,640km	
										往. Km 復. Km	. Km	往. Km 復. Km	. Km	往. Km 復. Km	. Km	%	. km	
											往. Km 復. Km	. Km	往. Km 復. Km	. Km	往. Km 復. Km	. Km	%	. km
											往. Km 復. Km	. Km	往. Km 復. Km	. Km	往. Km 復. Km	. Km	%	. km
合計		系統							往4.95Km 復4.8Km	4.8Km	往. Km 復. Km	. Km	往. Km 復. Km	. Km		8,640km		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額: ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(前々年度の実績額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額: カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	補助対象経費の限度額 ワ×9/20=タ	ヨ又はタのうちいずれか少ないほうの額 レ	レのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの レ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北陸	1	1,996,272 円	120円07銭	1,097,949 円	898,323 円	898,322 円	898,322 円	898,322 円	898 千円	449 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	円	千円	千円		
合計		1,996,272 円	86円37銭	1,097,949 円	898,323 円	898,322 円	898,322 円	898 千円	449 千円	千円	449千円	

補助 ブロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から 国庫補助額 を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北陸	1	898,323 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円		/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円		/	/	/	/	/	/	/	/	/
		円		/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		898,323 円	449,323円	円	%	449,323円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計国実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類